

八代市空き家管理事業者登録申請における各提出書類の注意事項（書き方）

登録申請手続き

新しく登録申請する場合は、八代市に以下の書類全ての提出が必要です。

- ① 八代市空き家管理事業者登録申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
- ④ 事業者の市税の「納税証明書」

なお、管理業務として家財の処分も行う事業者の場合は、次のⅠ、Ⅱのいずれかの提出が必要です。

- Ⅰ. 「一般廃棄物収集運搬業許可証」の写し
- Ⅱ. 「古物商許可証」の写し

また、登録内容確認のため別途資料の提出もしくは提示を求める場合があります。

申請方法

郵送または住宅課空家対策係窓口にご提出ください。

- ▶ 郵送の場合：申請書類に不足・修正等があった場合は、追加で書類等の郵送が必要になることを、あらかじめご了承ください。

<郵送先>

〒866-8601 八代市松江城町 1-25
八代市建設部 住宅課空家対策係 宛

- ▶ 窓口持参の場合：来課の際は事前にご連絡ください。

<受付窓口>

八代市建設部 住宅課（本庁舎5階）
TEL 0965-33-4122（直通） FAX 0965-33-4461



提出書類の注意事項 ①～④

①「八代市空き家管理事業者登録申請書」(様式第1号)

- ▶ 押印は不要です。
- ▶ 申請者になれるのは、以下の(1)から(6)にかかげる要件を全て満たす事業者です。
 - (1) 次のア～ウのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団員
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 市税を滞納していないこと
 - (3) 自らが行う空き家の管理業務について、パンフレット、ホームページ又は SNS 等により広報を行うことができること
 - (4) 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができること
 - (5) 八代市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができること
 - (6) 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く）の場合は次のア、イのいずれかを満たすこと
 - ア 一般廃棄物収集運搬業許可を受けていること
 - イ 古物商許可証を持ち、一般廃棄物収集運搬業許可を持つ者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者
 - (7) 市内に窓口対応が可能な事業所を有する者であること
- ▶ 申請内容
 - 事業者の名称、所在地
 - ・事業者の名称、所在地は正式なものをご記入ください。
 - 連絡先
 - ・連絡の取れる団体の窓口の連絡先をご記入ください。
 - ・利用者が空き家管理サービスの内容について分かるような、ホームページや SNS の連絡先をご記入ください。
 - 対象区域
 - ・実施可能な区域に○をつけてください。
 - ・対象区域が一部地域の場合は具体的に地域名をご記入ください。
 - 空き家管理業務
 - ・実施可能な業務内容に○をつけてください。
 - ・「その他」については、示してある項目以外の業務について具体的にご記入ください。

記載例

様式第1号（第4条関係）

2023年4月1日

八代市空き家管理事業者登録申請書

（宛先）八代市長

<申請者>

所在地	〒 866-0000 八代市松江城町1-25	} 必須
事業者の名称	かぶしきがいしゃ やっちろあきやさーびす 株式会社 やっちろ空き家サービス	
代表者氏名	あきや みたろう 秋屋 美太郎	

八代市空き家管理事業者紹介制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

<申請内容>

事業者の名称	株式会社 やっちろ空き家サービス		} 必須
所在地	八代市松江城町1-●●		
連絡先	電話番号	0965-33-●●●●	
	電子メールアドレス	Akiya-XXXX@yatsushiro.lg.jp	
	ホームページアドレス	https://www.city.△△△.home/	
業務を実施する対象の区域 （複数回答可）	旧八代市（全域、 <u>一部地域</u> （○○○町のみ） 坂本町、 <u>下町</u> 、 <u>観町</u> ・東陽町・泉町		} 必須
空き家管理業務 （実施可能な業務に○印）	実施可能	空き家管理業務内容	
	<input type="radio"/>	外観の点検	
	<input type="radio"/>	家屋の通風	
	<input type="radio"/>	水道の通水	
	<input type="radio"/>	敷地内・家屋の清掃	
	<input type="radio"/>	雨漏りの確認	
	<input type="radio"/>	庭木の剪定	
	<input type="radio"/>	除草（庭等の草取り）	
	<input type="radio"/>	家財の処分 収集運搬業者 <input type="checkbox"/> 自社 <input checked="" type="checkbox"/> 自社以外の一般廃棄物収集運搬許可業者	
	<input type="radio"/>	その他 （郵便物転送、処分）	

添付資料

- 1 誓約書（様式第2号）
 - 2 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）
 - 3 ※要綱第3条第1項第6号に規定する許可証の写し
 - 4 市税の滞納がないことの証明書（納税証明書等）
- ※…空き家の管理業務と併せて家財の処分を行わない場合は不要。

② 誓約書（様式第2号）

空き家管理業務を行う上で、本制度の目的に反した行為を行わないよう成約していただきます。該当する行為または疑われるような行為を行った場合、登録を抹消することがありますのでご注意ください。

▶ 押印は不要です。

▶ 所在地、団体名、代表者氏名は、①「八代市空き家管理事業者登録申請書」（様式1号）に記載した申請者と同一な内容を記入してください。

記載例

様式第2号（第4条関係）

誓約書

（宛先）八代市長

当事業所は、八代市空き家管理事業者登録申請を行うにあたり、八代市空き家管理事業者紹介制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の目的等を理解し、下記について誓約します。

記

- 当事業所は、要綱第3条の規定に基づく要件をすべて満足しています
- 空き家の管理業務を行う上で、次のいずれかに該当する行為又は疑われる行為はいたしません。
 - 所有者等に対する虚偽又は悪質な勧誘行為
 - 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示行為
 - 不要な業務の強要や、故意に見積もりの金額等を偽る行為
 - 著しく不適当な料金設定行為
 - 著しく不適当な業務遂行行為
 - 所有者等からの苦情等に対する不誠実な行為
- 所有者等から得られた個人情報の取扱いについて十分配慮するものと市、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはいたしません。

2023年4月1日

所在地 八代市松江城町1-●●

事業者 株式会社 やっちろ空き家サービス

代表者氏名 秋屋 美太郎

③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第3号）

役員等に要綱第3条第1項1号に規定する暴力団関係者がいないか、熊本県警に照会するため、名簿を提出してください。

- ▶ **押印が必要**です。法人印を押印してください。
- ▶ 住所、商号又は名称、代表者氏名は①「八代市空き家管理事業者登録申請書」（様式1号）と同一な内容を記入してください。
- ▶ この書面には、次の(1)～(9)に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な字体で記載してください。

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表取締役を含む）
- (2) 合名会社又は合同会社については、社員
- (3) 合資会社については、無限責任社員
- (4) 一般社団法人又は一般財団法人については、理事（代表取締役を含む）
一般財団法人については、これに加えて評議員

※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあっては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員

- (5) (1)から(4)まで掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
- (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
- (7) 個人については、その者
- (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
ア 支配人を置く場合は、支配人
イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委託する場合は、支店長又は営業所長その他の者
- (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人

- ▶ 名簿に掲載する者全員に同意を得て記載してください。

様式第3号（第4条関係）記載例

役員各々の住所（住まい）を記載

役職	ふりがな 氏名	住所	生年月日	性別
代表取締役	やつしろ たろう	八代市〇〇町〇〇番地	S30.01.01	男
	八代 太郎			
取締役	やつしろ はなこ	八代市△▼町〇〇番地	S33.12.12	女
	熊本 花子			

④ 事業者の市税の「納税証明書」

申請事業者に、市税の滞納がないか確認します。

- ▶ **原本提出です。**申請書提出日の3か月以内に発行された「納税証明書」の原本を提出してください。
- ▶ 発行窓口は、本庁1階証明書交付発行窓口、日奈久出張所、各支所です。窓口またはオンライン、郵送で申請できます。

(証明書発行に関する注意事項) 金融機関等にて市税を納付された後、市役所窓口で入金の確認までに約10日～2週間ほどかかります。市税納付後1週間前後に納税証明を申請される場合は、「領収書」を窓口にご持参ください。また、口座振替により納付されている場合で、納期限後1週間前後に納税証明書を発行される場合は、「振替口座の通帳」をご持参ください。

(法人向けオンライン申請QRコード) ※法人向けはマイナンバーカード不要



各提出書類の注意事項 ア、イ (家財の処分も行う場合)

空き家管理業務として家財の処分も行う場合は、以下のⅠ、Ⅱのいずれかの提出が必要です。各許可証をお持ちでない場合、登録申請を却下する場合があります。

Ⅰ. 「一般廃棄物収集運搬業許可証」の写し

空家の管理業務と併せて家財の処分を行う事業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けているかを確認します。

Ⅱ. 「古物商許可証」の写し

空家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者が、古物営業法第3条の規定による許可を受けているか確認します。

審査について

県警への照会期間があるため、申請書提出時点から審査完了まで2～3週間かかります。

審査完了次第、八代市より「八代市空き家管理事業者登録決定通知書」もしくは「八代市空き家管理事業者登録申請却下通知書」を送付します。

- ▶ 通知書に記載してある登録内容について、間違いがないか再度ご確認ください。
- ▶ 今後、登録内容を変更する場合は、変更申請（様式第7号）を行ってください。
- ▶ 今後、登録の抹消を希望する場合は、抹消申請（様式第11号）を行ってください。

登録名簿の公表について

登録された事業者は、「八代市空き家管理事業者登録名簿」（様式第6号）により市のホームページを介して公表します。

この名簿は、住宅課の窓口にも設置し、市民からの相談があった場合はこの名簿を用いてご紹介します。ただし、特定の事業者の斡旋や紹介は行いません。

名簿の更新は、毎月5日で申請を締め切り、翌月の1日に公開します。

なお、初回の名簿公開は、2023年6月1日を予定していますので、同年4月28日までに申請（必着）されますと初回公開に間に合う予定です。

(様式第6号) 令和 年 月 日更新

八代市空き家管理事業者登録名簿
(八代市空き家管理事業所紹介制度実施要綱第5条第2項の規定による)

※掲載は管理委員会登録順

登録番号	事業者名 および所在地	連絡先 (TEL/E-mail)	ホームページ	サービスの内容										業務区域	
				外観の 点検	家屋の 通風	水道の 通水	排水管 詰りの 清掃	雨漏り の確認	庭木の 剪定	除草 (庭等の 草刈)	家財の 処分	その他業務内容			
1	株式会社アキヤ 八代市松江城町1-1-1	Akiya-xxxx @atsushiro.lg.jp	https://www.city.yatsuhome/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	郵便物転送、処分	旧八代市 (○○町) 千丁町
2															
3															
4															
5															

【注意事項】

- ※本名簿は情報提供であり、事業者の決定は所有者で行ってください。八代市が事業者の稼働指定等するものではありません。
- ※空家管理サービスの内容及び費用については事業者によって異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。
- ※家財の処分サービスは、自社で家財処分を行う場合と自社以外の処分業者への紹介・斡旋を行う場合があります。
- ※発注者と登録事業者との契約については、八代市は一切関与いたしません。
- ※契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決してください。
- ※事業者の追加等がある場合、月毎に名簿の更新を行います。